

指定障害児通所支援事業者・入所施設設置者の
申請・届出等の手引き

熊本県 健康福祉部 子ども・障がい福祉局 障がい者支援課

【令和7年10月】

Ver.1

目 次

I	指定障害児通所・入所支援の種類及び概要	P. 1
II	事業所指定等及び指定後の手続き等の概要	P. 2～P. 4
III	新規指定申請・届出のスケジュール	P. 5～P. 6
IV	申請書類	P. 6
V	基準等	P. 7
VI	業務管理体制整備の届出について	P. 7
VII	暴力団排除条例に係る確認等について	P. 8
VIII	お問い合わせ先	P. 8

I 特定障害児通所・入所支援の種類及び概要（児童福祉法第6条の2の2等）

	種 類	概 要
障 害 児 通 所 支 援 事 業 所	児童発達支援	<p>障害児につき、児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の便宜を供与すること。</p> <p>＊児童発達支援センター 日常生活における基本的な動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練並びに治療</p>
	放課後等 デイサービス	<p>学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること。</p>
	保育所等 訪問支援	<p>保育所等に通う障害児につき、当該保育所等を訪問し、当該保育所等における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与すること。</p>
	居宅訪問型 児童発達支援	<p>重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与すること。</p>
	障害児入所施設	<p>障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し行われる治療をいう。</p> <p>＊福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与</p> <p>＊医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療</p>

II 事業所指定及び指定後の手続き等の概要

申請・届出	申請・届出の内容	提出時期（期限）・提出物
新規指定申請	○障害児通所支援事業を新規で行うとき ○障害児通所支援事業の申請者（法人）を変更するとき	事業開始予定の2か月半前まで →事業実施計画書他必要書類 事業開始予定の1か月半前まで →新規申請書他必要書類
変更申請	○定員を増やすとき	変更予定の1か月半前まで →変更申請書他必要書類
変更届出	○以下の事項等を変更するとき ・通所支援事業所・入所施設の名称・所在地 ・事業所申請者・施設設置者の名称 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、住所、職名・役員の氏名、住所 ・医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類 ・事業所の平面図及び設備等の概要等 ・管理者・児童発達支援管理責任者 ・運営規程 ・定員（減らすときのみ）	変更した日から10日以内 →変更届出書他必要書類
障害児通所給付費等の算定に関する届出	○加算に変更があったとき ○県が提出を求めたとき	算定される単位数を上げる場合： 変更する前月の15日まで 算定される単位数を下げる場合： 変更後10日以内 →障害児通所給付費の算定に関する届出書他必要書類 ※福祉・介護職員処遇改善加算等、別途通知書等で定めてあるものを除く。
更新申請	○指定の更新をするとき	更新予定日の1か月半前まで →指定申請書他必要書類
休止・廃止届出	○通所支援事業所を休止・廃止するとき	休止・廃止予定日の1か月前まで →休止・廃止・再開届出書必要書類
指定辞退届出	○入所施設の指定を辞退するとき	指定辞退予定日の3か月前まで →指定辞退届出書他必要書類

再開届出	○休止していた事業を再開するとき	再開した日～再開してから10日以内 →休止・廃止・再開届出書必要書類
------	------------------	---------------------------------------

1 事業者等の指定 (児童福祉法第21条の5の15等)

障害児通所支援・障害児入所施設を新たに行うには、熊本県条例等で定める一定の要件を満たした上で、障害児通所支援・障害児入所施設の指定を県知事から受けることが必要です。

県知事の指定を受けるには、通所支援・入所施設の種類ごとに指定申請を行います。既に指定を受けている事業者であっても、新たに他の通所支援事業・入所施設を行う場合や新たに事業所・施設を開設する場合には、改めて指定申請を行う必要があります。

○熊本市内で事業を行う場合にあっては、熊本市が指定を行います。

○児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、各市町村障がい児福祉計画の必要な量の見込みを超えない範囲で指定を行うこととしています。新たに事業を行う場合は、市町村に対して事前協議が必要です。

○児童発達支援センター・障害児入所施設の指定を受けるためには、別途、県に対し児童福祉施設の設置認可申請を受ける必要があります。

2 指定事項等の変更等

(1) 変更の届出 (児童福祉法第21条の5の20等)

指定後、指定通所支援事業者等の事業所名称、管理者、児童発達支援管理責任者、運営規程、請求に関する事項等の指定事項に変更があった場合には、変更届出書を提出する必要があります。

(2) 変更申請が必要な場合について

(児童福祉法第21条の5の20等)

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所及び障害児入所施設において、定員を増加する場合は、市町村・障がい者支援課へ事前協議のうえ、指定の変更に係る申請をする必要があります。

(3) 廃止・休止・再開の届出・指定辞退の届出 (児童福祉法第21条の5の20等)

指定障害児通所支援事業者は、事業を廃止又は休止する場合、休止していた事業を再開した場合は、休止・廃止・再開届出書を提出する必要があります。

また、指定障害児入所施設の指定を辞退する際は、指定辞退届出書を提出する必要があります。

3 指定の更新 (児童福祉法第21条の5の16)

指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失うこととなります。

4 障害児通所支援事業者の責務

(児童福祉法第21条の5の18)

指定を受けた指定障害児通所支援事業者は、以下の責務を有することとなります。

- ① 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。
- ② その提供する障害児通所支援事業者の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。
- ③ 障害児の人格を尊重するとともに、児童福祉法又は同法に基づく命令を遵守し、障害児及びその家族のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

5 障害児入所施設設置者の責務 (児童福祉法第24条の11)

指定を受けた指定障害児入所施設の設置者は、以下の責務を有することとなります。

- ① 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児入所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。
- ② 提供する障害児入所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児入所支援の質の向上に努めなければならない。
- ③ 障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

6 運営指導・集団指導 (児童福祉法第21条の5の22等)

県は、指定後定期的に事業所・施設の運営指導及び集団指導を行います。また、必要に応じて監査を行います。

7 勧告・命令・取消し (児童福祉法第21条の5の23等)

事業の基準を満たさない場合には、①勧告を行い、勧告に従わなかったときは②命令を行い、命令に従わない場合には、③事業の取消し若しくは指定等の効力の停止を行うことがあります。

また、不正請求等の場合には、直ちに指定を取り消すことがあります。

8 公示 (児童福祉法第21条の5の23、第21条の5の25等)

県は、次に掲げる場合、その旨を公示(県公報に登載)することとなります。

- ① 県が指定通所支援事業者・指定障害児入所施設の事業の指定を行った時
- ② 指定通所支援事業者が事業の廃止又は辞退の届出があった時
- ③ 指定通所支援事業者に対し勧告に従うよう命令を行った時
- ④ 指定通所支援事業者の指定を取り消した時

Ⅲ 新規指定申請・届出のスケジュール

1 新規指定申請

- ガイドラインや指定基準等を参考に、事業の運営等について把握してください。
- 法人の定款に、障害児通所支援（又は障害児入所施設）を行う旨の記載をしてください。
- 事業実施計画書提出前に、開設予定市町村を決め、市町村に事業開始の相談をしてください。
- 事業実施計画書提出前に、県障がい者支援課に、お電話にて事前相談を行ってください。
※熊本市に開設予定の場合は、熊本市にお問い合わせください。

① 計画提出

- 事業開始予定の2か月半以上前**までに、事業実施計画書等を障がい者支援課サービス向上班にメールか郵送にて提出してください。
- 原則として、毎月1日付けで指定を行いますので、それを前提に計画を行ってください。

- 事業所の賃貸借契約等を行ってください。
- 建築物関係法令等の届出書の提出に必要な行政機関（市町村・消防等）との相談を行ってください。
- 指定申請書等の必要書類を作成してください。

② 指定申請

- 事業開始予定の1か月半以上前**までに、指定申請書等を障がい者支援課サービス向上班に郵送してください。
※児童発達支援センター・障害児入所施設の場合は、児童福祉施設設置認可申請書等も提出してください。

③ 審査

- 県から書類の修正依頼があった場合は、修正を行ってください。
※不備があった場合は、審査に時間を要し、開所予定日までに審査が終了できない場合もあるのでご注意ください。

④ 指定通知

- 審査の結果、基準を満たしていることが確認できた事業者には、県から指定通知を送付します。原則として、指定通知書の再発行は行いませんので、大切に保管・掲示してください。

【指定後】

- 県に業務管理体制の届出を行ってください。
- 市町村・相談支援事業所への連絡／支給決定保護者との契約 など

2 新規指定以外の申請

申請・届出	提出時期
変更申請	○申請書提出前に市町村に定員増が可能か確認。 ○ 変更予定の1か月半前 までに、変更申請書等を障がい者支援課サービス向上班に郵送してください。
変更届出	○ 変更した日から10日以内 に、変更届出書等を障がい者支援課へ郵送して下さい。
障害児通所給付費等の算定に関する届出	○ 加算区分を上げる場合：変更する前月の15日 まで 加算区分を下げる場合：変更後10日以内 障害児通所給付費の算定に関する届出書等を障がい者支援課へ郵送してください。 ※福祉・介護職員処遇改善加算等、別途通知等で定めてあるものを除く。
更新申請	○ 更新予定日の1か月半前 までに、指定申請書他必要書類を障がい者支援課へ郵送してください。
休止・廃止届出	○ 休止・廃止予定日の1か月前 までに、休止・廃止・再開届出書等を障がい者支援課へ郵送してください。
指定辞退届出	○ 指定辞退予定日の3か月前 までに、指定辞退届出書等を障がい者支援課へ郵送してください。
再開届出	○ 再開後10日以内 に、休止・廃止・再開届出書等を障がい者支援課へ郵送してください。

IV 申請書類

熊本県ホームページに掲載しています。

熊本県ホームページ → 健康・福祉・子育て → 高齢者・障がい者・介護 → 障がい者支援課 → 障がい福祉サービス事業者

なお、指定障害福祉サービス事業との多機能型事業所で申請する場合は、指定障害福祉サービスについて、別途申請する必要があります。

○熊本県ホームページ

タイトル：「障害児通所（入所）支援事業者に係る新規申請・更新申請・各種届出について」

URL：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/99319.html>

※県HPのトップページで「ページ番号でさがす」に「99319」を入力すると表示されます。

V 基準等

1 申請者の要件（児童福祉法第21条の5の15第3項等）

指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設の指定は、事業の種類及び事業所ごとに行います。
なお、次に該当する場合には、指定ができません。

- ① 申請者が法人でないとき。
- ② 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が指定基準を満たしていないとき。
- ③ 申請者が指定基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。
- ④ 申請者（管理者及び法人役員等を含む）が、指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ⑤ 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。等

2 指定申請に際しクリアすべき基準等

- ① 障害児通所支援事業所
児童福祉法
熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 等
- ② 障害児入所施設
児童福祉法
熊本県指定入所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 等
- ③ 児童福祉施設（児童発達支援センター・障害児入所施設）
児童福祉法
熊本県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関する条例 等

※その他

- 児童発達支援ガイドライン・放課後等デイサービスガイドライン
- 保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書 等

VI 業務管理体制整備の届出について

法令順守等の業務管理体制の整備とその届出を行うことが義務づけられています。

業務管理体制とは、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制のことを指します。

具体的には、法人の規模等により、職員の法令順守を確保するための責任者の配置、事業所等の数に応じて法令順守規定の整備・業務執行状況の監査の実施が必要です。

Ⅶ 暴力団排除条例に係る確認等について

本県では平成27年6月1日付けで「社会福祉施設等の運営等から暴力団員等の排除を図るための関係条例の整備に関する条例」（平成27年熊本県条例第11号）が施行されたことに伴い、事業者の役員（代表者含む）及び管理者については警察本部に照会し確認をしています。

申請に必要な書類に加え、「役員等名簿兼誓約書」を提出してください。

※「役員等名簿兼誓約書」の提出は、①新規指定時、②変更届（代表者、役員、管理者及び施設長等の変更の場合）提出時、③指定更新時（更新時期：指定後6年ごと）、④その他所属長が必要と判断した場合に必要です。

Ⅷ お問い合わせ先

申請・届出・運営等でご不明な点がございましたら、熊本県ホームページ内に掲載しております質問受付ロゴフォームをご活用ください。

なお、新規指定、定員増、事業所の移転等については、事前に熊本県障がい者支援課サービス向上班への相談が必要です。

○障害福祉サービス事業所等関係質問受付フォーム

URL：<https://logoform.jp/form/x4b6/514661>

○熊本県障がい者支援課サービス向上班

TEL：096-333-2233

E-mail：syogaifukushiservice@pref.kumamoto.lg.jp